



平成27年12月3日

中村河川国道事務所

渡川流域を対象としたタイムライン
(事前防災行動計画) 検討会の発足について
— 第1回渡川流域を対象としたタイムライン検討会 —

近年は雨の降り方が局地化、激甚化の傾向が見られ、今後も大規模な水害の発生するリスクが高まっていると思われま

す。2012年10月に米東海岸を襲ったハリケーン・サンディでは、「タイムライン」を作成し、それに基づき関係機関が連携して行動することにより、約4000世帯が全半壊したにもかかわらず、人的被害はゼロと被害軽減に大きな成果を上げています。

この度、四国初の先進的な取り組み（リーディング・プロジェクト）として、四万十市に加えて、県、企業等の多数の関係機関と連携して、実際に生じた災害や今後想定される災害に対して、地域に即したタイムラインの具体化を図るため「渡川流域を対象としたタイムライン検討会」を発足するもので、下記のとおり開催します。

1. 日 時 : 平成27年12月4日（金）15時より
2. 場 所 : 四万十市立中央公民館 1階 大会議室
(四万十市右山五月町8-12)
3. 設立趣旨 : 別紙1参照
4. 参加機関 : 別紙2参照
5. 取 材 : 検討会は傍聴可能です。カメラ取りについては、冒頭のみとさせていただきます。

平成27年12月3日

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所

— 問い合わせ先 —

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所

電話 (0880) 34-7301 (代)

副所長 (河川) 香川 正好 (内線204)
◎工務第一課長 平木 茂 (内線311)

◎ : 主な問い合わせ先

別紙 1

渡川流域を対象としたタイムライン検討会

設立趣旨書（案）

四万十市は、土佐の小京都、清流四万十川のまちとして日本全国に親しまれるとともに、古くから幡多地域の経済・文化面にわたる中心的役割を果たし、また、国道56号、国道441号、土佐くろしお鉄道などが通る交通の要衝でもある。

一方、四万十市を含む渡川流域は、日本有数の多雨地帯であり、沿川では古くから洪水被害が多く、特に、支川中筋川では四万十川本川の背水の影響を受けやすく、内水被害が深刻化する傾向にある。

これに対し、四万十川の堤防整備などのハード対策を進めているものの整備完了には時間を要し、また、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化していることから、ハード対策と合わせ、洪水に対する防災・減災のソフト対策を確実に実施する必要がある。

2012年10月に米東海岸を襲ったハリケーン・サンディでは、避難命令や浸水防止対策など、発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化した「タイムライン（事前防災行動計画）」を作成し、それに基づき関係機関が連携して行動することにより、約4000世帯が全半壊したにもかかわらず、人的被害はゼロと被害軽減に大きな成果を上げた。

大規模な水災害による被害を最小化するためには、インフラ整備等の予防策に加え、災害が発生することを前提とした対応を強化することが必要である。

こうした状況において、国土交通省では、タイムラインの策定に関心の高い自治体や企業等とともに、リーディング・プロジェクトとして、水害発生時における防災・減災のため、国・県・市・企業等の関係者と連携した先行的な取り組みを推進しているところである。

この度、四万十市において、多数の関係機関が連携し、より地域に即した具体的な住民の生命を守るためのタイムラインを作成するため「渡川流域を対象としたタイムライン検討会」を設立するものである。

別紙2

【参加機関（13機関）】

四万十市

高知県 幡多土木事務所

幡多中央消防組合

四万十市消防団

中村警察署

四国電力(株) 中村支店

西日本電信電話(株)

土佐くろしお鉄道(株)

高知西南交通(株)

介護老人保健施設いろは館

国土交通省 気象庁 高知地方气象台

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所

高知大学 総合研究センター

渡川流域を対象としたタイムライン検討会の発足について

第1回 渡川流域を対象としたタイムライン検討会

日時：平成27年12月4日（金）15時～

場所：四万十市立中央公民館 1階大会議室

議 事 次 第

渡川流域を対象としたタイムライン検討会の発足について 15:00～

- 1 開会挨拶
- 2 出席者の紹介
- 3 四万十川流域を対象としたタイムライン検討会について
 - ・ 検討会設立趣旨について
 - ・ 規約（案）
- 4 座長選出

第1回 渡川流域を対象としたタイムライン検討会 15:30～

- 5 タイムラインについて
 - ・ タイムラインの目的と効果について
 - ・ 全国におけるタイムラインの検討状況について
- 6 検討会の進め方について
 - ・ 四万十市を対象としたタイムラインの検討について
 - ・ ワーキンググループの設置について
 - ・ 今後の予定について
- 7 その他
- 8 閉会挨拶

日本におけるタイムライン検討

米国におけるタイムライン策定の効果を踏まえ、我が国においても関係機関と連携したタイムライン策定を推進する。

⇒大規模な水災害による被害を最小化するためには、災害が発生することを前提とした対応(タイムラインに沿った対応)を強化することが有効

全国におけるタイムライン(案)の策定

全国の河川のうち、直轄管理区間を対象に、避難勧告等の発令に着目したタイムライン(案)を策定し、有効性の検証を実施

① タイムライン(案)の策定(出水期まで)

- 直轄区間を対象に洪水時の避難勧告等発令に着目したタイムライン(案)を策定
(各地方ブロックにおいて、タイムライン策定・活用の意義を解説、周知する説明会を実施)

② タイムライン(案)の検証・改善(事態発生時、発生後)

- 台風接近等の事態に至った場合には、それに基づいて対応を実践し、事後においてはタイムラインの有効性の検証を行い、実践的に改善

リーディング・プロジェクトの推進

実際に生じた災害や今後想定される災害に対して、課題を検証し、地域に即した、具体的なタイムライン策定に向けた取り組みを推進

●首都圏

- 広域避難(利根川・荒川上流の洪水を想定)
【国交省、内閣府を含む首都圏水害対策協議会において検討】
- 地域内関係機関連携(荒川下流域の洪水を想定)
【国交省、荒川下流関係自治体等】

●中部圏

- 広域避難(高潮を想定)
【国交省、伊勢湾高潮被災関係自治体、企業等】
- 地域内関係機関連携(庄内川流域の洪水を想定)
【国交省、庄内川関係自治体等】

●地域における自主的かつ積極的な取り組み

- 東京都大島町(土砂災害等を想定)、三重県紀宝町(水害等を想定)など